



第96号

2017年
(平成29年1月)

ほうじん ちば ひがし



新年のご挨拶	2
「第33回法人会全国大会」	3
「平成29年度税制改正提言」要望活動	3
「区民まつり」で税の啓発活動	3
税務 Information	4, 5, 6
平成28年度納税表彰・税を考える週間の活動	7
講演・朗読劇『未来へ』(後編)開催	7
e-Tax 推進にご協力頂いている税理士のご紹介	8

第30回全国青年の集い「北海道大会」に参加して	9
女性部会メンバーが献血を呼びかけ	9
会員(読者)自由コラム欄	9
目次 第2回税に関する絵はがきコンクール	10
海外視察研修に参加して	11
マイナンバー・e-Tax及びeLTAX利用推進宣言式	11
支部連合バス視察研修	12
研修・説明会等のご案内	12
表紙の説明・編集後記	14

公益社団法人 千葉東法人会

URL <http://www.chibahojin.jp>

E-mail mail@chibahojin.jp



税のシンボルマーク

この社会
あなたの税が
いきている

新年のご挨拶



公益社団法人 千葉東法人会
代表理事・会長 大岩 哲夫

平成29年の年頭にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。
私ども千葉東法人会は公益社団法人に移行して早いもので5期目を迎え、これまで同様千葉東税務署、千葉県をはじめ関係機関のご指導と地域社会の皆様のご理解、さらには本部支部役員を中心とした会員の皆様のご支援を賜りながら、税知識の普及や納税意識の啓蒙活動など税分野での活動、更にはこれらとともに公益目的事業の両輪である地域社会への貢献事業に積極的に取り組んで参りました。なかでも青年部会が従来から実施する租税教室の活動に加え、女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」も年毎に応募数が増えるなど、租税教育活動の分野も確実に厚みを増しています。また中央区ふるさとまつりや若葉区民まつりへの参画も定着したほか、特攻の母・鳥濱トメさんの「納税おばさん」としての姿を伝える朗読劇『未来へ』（後編）の公開公演会を税の啓蒙活動として開催し、多くの賛辞が寄せられました。一方会員の状況は、昨年3月末、個人賛助会員を含めた総会員数は、これまでの減少傾向に歯止めがかかり前期比21の純増となりました。今後とも当会の輪を広げる為に皆様のご協力をお願いいたします。

さて景気の動向については、昨年後半以降、横ばいの動きから脱して、今後、緩やかな回復基調に転じるとみられていますが、トランプ次期米大統領の経済外交運営や中国を中心とした新興国・資源国の景気減速の動きなど海外経済の不確実性も懸念されています。こうしたなか、中小・小規模事業者も含めた経済の好循環の拡大に向け、「経済財政運営と改革の基本方針2016」「日本再興戦略2016」や「未来への投資を実現する経済対策」など政府による取り組みが確実に実施されることを強く望むものです。

一方、目を転じると千葉市の中心市街地では複数の大型商業施設がその歴史に幕を下ろし、片や新しいJR千葉駅とエキナカ商業店舗の一部が開業、海浜地区では海辺を生かした地域整備が進んでいるほか、4年後には東京オリンピックとパラリンピックの競技の一部が幕張メッセで開催されることが予定されるなど、かつて経験したことがない大きな変化のうねりが押し寄せています。地域の中小企業経営者はこれまで幾度となく様々な困難を乗り越えて参りましたが、今後生き抜くためには、大きなうねりに立ち向かう覚悟をもって経営の舵取りが必要になってくると存じます。

本年も私ども法人会は「健全な経営者を目指す会員が、申告納税制度の普及と確立に寄与し社会の発展に貢献する」という結成以来の理念に立って、組織の充実強化と相互の研鑽を図りつつ、地域社会への貢献に努めるべく気持ちを新たにしている所でございます。

結びにあたり、税務ならびに県当局をはじめ関係各位には引き続きご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、新たな年が皆様にとりまして明るい展望が開ける年となりますよう心からお祈りし、新年のご挨拶といたします。



千葉東税務署
署長 塚本 浩二

新年明けましておめでとうございます。

大岩会長をはじめ公益社団法人千葉東法人会の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、千葉東法人会は、小学生を対象としました「税に関する絵はがきコンクール」をはじめ、親子三代夏祭りでの「屋台村子供店長租税教室」や区民まつりでは「税金クイズ」など、税の啓蒙活動を活発に行っていただきました。更には、会員の皆様向けの講演会や研修会など、税知識の普及活動も実施していただき、正に公益社団法人にふさわしい地域に根ざした公益性の高い活動を実施されていることに心より敬意を表す次第です。

また、昨年12月5日（月）には、千葉東法人会を含む千葉東税務署団体長会による「マイナンバー・e-Tax及びeLTAX利用推進宣言」を行っていただくなど、会をあげて普及・拡大に、ご尽力いただいておりますことに、改めて深く感謝申し上げます。本年も会員の皆様方が、様々な活動を通じて地域社会に貢献されますことをご期待申し上げます。

新年を迎え、確定申告期となり、私どもにとりまして、一年で最も多くの納税者の方々と接する時期となります。また、平成28年分の所得税の確定申告書から個人番号の記載が始まります。書面提出の場合は、なりすまし防止等の観点から本人確認書類等の提示又は写しの添付が必要となりますが、マイナンバーカードを利用してe-Taxで提出いただきますと本人確認手続きが省略でき、提出がスムーズになります。更に、e-Taxでは、法人税等の申告時に添付書類をイメージデータで提出が可能となるなど、納税者の利便性が向上しております。

私どもは、これらの事務を円滑かつ適正に実施するとともに、納税者サービスの向上に、一層、努めて参る所存でございます。

なお、署における確定申告の作成会場の開設は2月10日（金）からとなりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

法人会とは従来から良好な協調関係を築いていただいておりますが、引続き相互の理解・信頼関係の構築に努め、良きパートナーとして歩んでいただけることを期待しております。

結びにあたり、公益社団法人千葉東法人会の益々のご発展、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念し、新年のご挨拶といたします。

「第33回法人会全国大会」・「平成29年度税制改正に関する提言」要望活動

平成28年10月20日（木）、第33回法人会全国大会（長崎大会）が長崎市の長崎ブリックホールにて全国各地から1,800名を超える法人会会員参加のもと盛大に開催されました。

第一部は、「地方が生き残るために」～長崎 その歴史 その魅力 その未来～と題して、長崎総合科学大学教授でグラバー園名誉園長でもあるカナダ生まれのブライアン・バークガフニ氏が見識豊かな記念講演をされました。

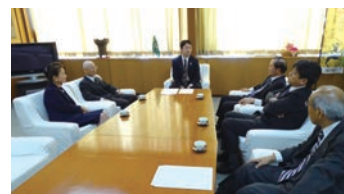
続いて迫田英典国税庁長官、中村法道長崎県知事はじめ多くの来賓をお迎えして挙行された第二部式典では、「平成29年度税制改正に関する提言」のとりまとめに関する報告や、租税教育活動の優れた事例として広島南法人会青年部会が「アクティブラーニングを活用した租税教育」の取り組みについて発表、最後に大会宣言が行われ閉会となりました。



千葉市長への提言要望活動

平成28年11月22日（火）、千葉市の熊谷市長を大岩会長と税制委員会の代表メンバーが訪ね、全国法人会総連合でとりまとめた「平成29年度税制改正に関する提言」に基づく要望活動を実施しました。なお、11月7日（月）には地元選出国會議員に対しても同様に要望活動を実施しました。

千葉東法人会では昨年、3月～4月にかけて平成29年度税制改正に関する会員アンケートを行い、これらも踏まえて、税制委員会において当会としての要望事項をとりまとめ千葉県連に提出しました。「平成29年度税制改正に関する提言」の内容は、当会ホームページの「法人会とは」に掲載してありますのでご参照ください。



平成29年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

「区民まつり」で税の啓発活動

平成28年10月16日（日）には第24回中央区ふるさとまつり（中央公園ほか）が、11月6日（日）には第24回若葉区民まつり（東京情報大学）が、多くの地域団体や市民グループが参加して実施され、両日とも沢山の来場者で賑いました。

千葉東法人会ブースではちょっとためになる『税金クイズ』に多くの来場者が挑戦、国税庁 e-Tax キャラクターの「イータ君」もチビっ子たちの人気者になっていました。



中央区ふるさとまつり



若葉区民まつり

源泉徴収事務・法定調書 マイナンバー制度 作成事務における

マイナンバー制度の導入により、事業者の方については、法令に規定された範囲で、第三者のマイナンバー(個人番号)や法人番号を取り扱うこととなります。

平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書を税務署に提出する場合には、法定調書の提出義務者及び支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。



マイナンバーの提供における本人確認

① 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認として、マイナンバーの確認と身元確認を行うことが必要となります。

※ 国税分野における本人確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

本人確認を行う場合に使用する書類の例

例1 マイナンバーカード(個人番号カード)(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)+運転免許証、健康保険の被保険者証*など(身元確認)

※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上が必要です。

② 税務関係書類を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が税務関係書類を提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示又は写しを添付していただく必要があります(郵送により提出する場合は、マイナンバーカード等の写しを添付していただく必要があります。)

マイナンバー・特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を取り扱う場合の注意事項

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者は、マイナンバーを取り扱うこととなりますが、以下の点に注意する必要があります。

1 取得

事業者は、社会保障及び税に関する書類の作成など法令で定められた事務を処理するために必要がある場合に限り、従業員等にマイナンバーの提供を求めることができます。

例：事業者は、従業員等の営業成績管理等の目的で、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

トラブルが多発しています！！

事業者はマイナンバーの提供を求めるに当たり、マイナンバーの利用目的を特定し、従業員や顧客に明示しなければなりません。

2 利用・提供

事業者は、社会保障及び税に関する書類に従業員等のマイナンバーを記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場面でのみ、マイナンバーを利用・提供することができます。

例：社員番号や顧客管理番号としての利用は、仮に従業員や顧客本人の同意があってもできません。

3 保管・廃棄

(1) 保管

特定個人情報は、社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

例：雇用契約等の継続的な関係にある場合に、従業員等から提供を受けたマイナンバーは、給与所得の源泉徴収票等作成のために、翌年度以降も継続的に利用する必要が認められることから、特定個人情報を継続的に保管することができます。

(2) 廃棄

社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

例：給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は、7年間保管することとされており、その間は特定個人情報の保管ができますが、その後はできるだけ速やかにマイナンバーを廃棄又は削除する必要があります。

4 安全管理措置

マイナンバー・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

例：組織的・人的安全管理措置

例：物理的・技術的安全管理措置

マイナンバーを取り扱う担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱わないようにする。特定個人情報が記載された書類を、施錠可能な棚に保管する。マイナンバーを取り扱う担当者以外の人は、情報にアクセスできない措置を講じる。

★ 特定個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会が作成したガイドラインを踏まえた対応が必要になります。

このパンフレットの内容は、平成28年7月末現在の法令に基づいて作成しています。

平成 29 年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

平成 28 年
12 月

平成 29 年
1 月

平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書については、給与所得者のマイナンバーのほか、控除対象配偶者等のマイナンバーの記載も必要になっています。

また、給与の支払者は、マイナンバーが記載された給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出を受ける際に、給与所得者の本人確認を行う必要があります。

控除対象配偶者等の本人確認は、給与所得者が行うため、給与の支払者が控除対象配偶者等の本人確認を行う必要はありません。

平成 29 年分以後の扶養控除等申告書等へのマイナンバーの記載不要の制度の特例が創設されました。

平成 28 年度税制改正により、給与等、公的年金等又は退職手当等の支払を受ける方が、その支払者に対して次の申告書の提出をする場合に、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿^(注)を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成 29 年分以後の所得税について適用されます。

- 1 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
- 3 退職所得の受給に関する申告書
- 4 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書



(注) 上記 1～4 の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

■ 社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報やお問合せ

- ・内閣官房「社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178 (無料)** ※間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください。
平日 9 時 30 分～20 時(土日祝日～17 時 30 分)(年末年始を除きます。) ※最新のお問合せ時間は、内閣官房ホームページでご確認いただけます。

■ 国税に関する社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報

法人番号の最新情報や国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページの特設サイトをご確認ください。

- ・特設サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」を通じて公表します。

- ・国税庁法人番号公表サイトは、国税庁ホームページの  をクリック <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- ・法人番号指定通知書の記載内容、未達・再送付に関するご質問は国税庁法人番号管理室へお問合せください。
国税庁法人番号管理室フリーダイヤル **0120-053-161 (無料)** 平日 8 時 45 分～18 時(土日祝日・年末年始を除きます。)
一部 IP 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、**03-5800-1081** にお掛けください。(通話料金がかかります。)

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話などにご注意ください。

- ・税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

平成28年度納税表彰

平成28年11月17日（木）千葉市内のホテルにおいて、千葉東税務署平成28年度納税表彰式が行われ、申告納税制度の普及発展や租税教育推進等に貢献した6人に署長表彰状が、また9人と1中学校に署長感謝状が贈られました。表彰式終了後には納税表彰の栄に沿された方々の多年にわたるご苦勞をねぎらい、税務関連6団体主催の祝賀会が開催されました。千葉東法人会関係で受表彰された方々は次のとおりです。謝辞を述べる佐藤氏



◆千葉東税務署長感謝状（敬称略）

- ☆平山 道子（女性部会長）Kudoカンパニー㈱
- ☆山本 剛（青年部会長）㈱センエー
- ☆長谷川敏敬（椿森弁天支部長）㈱長谷川瓦店
- ☆田村 恭一（富士見支部長）㈱亀屋

◆千葉東税務署長表彰（敬称略）

- ☆加賀 一明（第四支部連合長）東和道路㈱
- ☆佐藤 修一（幸町支部長）佐藤エンジニアリング㈱



税を考える週間（平成28年11月11日～17日）の活動

税務行政への理解と信頼を深めて頂くために、各地で税に関する広報活動や行事が催されます。千葉東法人会では11月11日（金）、本部役員と女性部会役員が、千葉東税務署幹部や他の関連団体の皆様とともにJR千葉駅前でe-Tax推進ウェットティッシュ、税の啓蒙資料の配布など街頭キャンペーンを行いました。



公開公演会開催 講演・朗読劇『未来へ』（後編）～小説「それからの特攻の母」より～

10月27日（木）、税に関する啓蒙活動の一環として、講演・朗読劇『未来へ』（後編）の公開公演会を千葉市内のホテルにて、公益社団法人千葉東青色申告会、千葉東税務署管内納税貯蓄組合連合会との共催で開催しました。

この公演会は昨年11月25日開催の（前編）に続くもので、朗読劇『未来へ』制作委員会（代表：日大経済学部教授、元金沢国税局長伏見俊行氏）のメンバーによって語られた特攻の母・鳥濱トメさんが、戦後、特攻隊員の思いを受け、平和を祈り社会のために捧げた人生に、会場を埋めた一般市民の方々を含む参加者は深い感銘を受け、「一人でも多くの人に知ってもらいたい」「心に響きました」「すべてに感動しました」等多くの賛辞が寄せられました。



「e-Tax 推進にご協力頂いている税理士」のご紹介

e-Tax の普及推進活動の一環として千葉県税理士会千葉東支部に所属する税理士及び税理士法人で現在 e-Tax による申告を行っている、あるいは今後 e-Tax による申告を検討中の皆様を「e-Tax 推進にご協力頂いている税理士」としてご紹介させて頂きたく、広報誌掲載のご承諾を頂きました。（敬称略・五十音順）

氏 名	事務所所在地	電話番号	氏 名	事務所所在地	電話番号
青 柳 政 雄	中央区末広	497-4781	鈴 木 茂	若葉区都賀	233-0366
荒 孝 一	美浜区幸町	090-3238-6760	鈴 木 雅 子	稲毛区黒砂	215-7688
石 井 文 雄	中央区市場町	202-0505	須 藤 信 一	中央区松波	305-4151
石 井 幸 夫	中央区祐光	225-5515	高 木 政 雄	稲毛区稲毛東	243-8343
石 毛 利 和	中央区新宿	301-5041	鷹 谷 智 子	若葉区都賀	214-1001
石 田 洋 祐	稲毛区園生町	285-4580	高 梨 武 光	中央区中央	239-7755
石 原 典 明	中央区中央	224-7882	高 貫 勝 美	美浜区高洲	277-7544
石渡戸 弘 仁	中央区中央	201-3255	高 橋 茂	中央区道場北	225-8121
鵜 沢 勝 大	中央区椿森	255-1283	中 井 武 夫	中央区都町	235-2508
梅 田 泰 男	稲毛区稲毛東	242-0329	中 川 祐 輔	中央区祐光	330-3091
大 嶋 善 一	若葉区桜木	371-3362	仲 村 正 巳	中央区本町	227-4877
大 槻 憲 一	中央区本千葉町	224-9622	成 田 創 史	稲毛区小仲台	205-4248
岡 見 和 義	稲毛区園生町	253-7447	西 塚 正 美	中央区長洲	308-9016
梶 谷 将 人	美浜区高洲	277-7544	根 本 廣 義	若葉区愛生町	253-1961
片 岡 知 彦	中央区松波	287-6201	野 田 俊 樹	稲毛区天台	216-2144
加 藤 武 人	中央区新宿	247-7900	早 川 良 範	中央区葛城	224-3717
加 藤 達 郎	中央区新町	204-2865	平 野 和 正	中央区長洲	224-2077
金 坂 武 男	若葉区西都賀	216-2035	深 谷 康 祐	中央区末広	265-0195
川 名 洋 司	中央区本町	225-7511	穂 苅 正 治 郎	中央区東本町	222-3005
河 原 大 輔	中央区松波	255-7646	穂 苅 麻 耶	中央区東本町	222-3005
河 原 満 男	稲毛区轟町	255-5790	松 本 信 一	美浜区高洲	278-5489
北 村 千 秋	中央区富士見	222-6831	廻 辰 一 郎	若葉区都賀	232-5333
金 國 泰	稲毛区轟町	252-3555	宮 本 通 夫	中央区弁天	307-3180
栗 林 正 明	稲毛区黒砂	248-4000	山 口 健 次	中央区松波	284-9770
小 池 章	美浜区高洲	303-0236	山 田 貞 夫	中央区祐光	222-7539
向 後 保 雄	中央区要町	221-1288	横 田 和 正	稲毛区小中台町	287-2667
近 藤 栄 一	中央区新千葉	441-5436	吉 川 勝 寿	若葉区西都賀	253-4411
齋 木 央 光	稲毛区園生町	252-0013	吉 田 満 夫	中央区長洲	226-1033
齋 藤 廣 一	中央区院内	301-3931	吉 牟 田 聖 吾	美浜区高洲	277-5391
坂 井 洋	稲毛区園生町	301-6657	若 林 健 一	美浜区高洲	247-1976
佐 藤 忠 雄	中央区椿森	310-3071	渡 辺 重 雄	中央区青葉町	208-7055
島 田 孝 司	中央区港町	222-5358	渡 邊 道 子	中央区要町	306-2088
白 石 英 夫	中央区春日	238-0365			

法 人 名	事 務 所 所 在 地	電話番号
税理士法人井桁会計事務所	中央区本町	224-6866
税理士法人大嶋会計	中央区新宿	241-6121
税理士法人影山会計事務所	稲毛区緑町	241-4723
税理士法人刈込会計事務所	稲毛区轟町	251-4111
税理士法人木頭会計事務所	若葉区西都賀	256-5505
税理士法人木下会計事務所	中央区中央	225-1700
税理士法人グローリア	中央区新宿	243-8001
税理士法人京葉会計事務所	中央区弁天	253-6131
税理士法人スリーエス	中央区中央	308-0351
タックスパートナー税理士法人	中央区新田町	301-5365
税理士法人T a x ジャパン	中央区新宿	243-0330
税理士法人千葉中央会計事務所	中央区中央	225-1211
税理士法人T N A	中央区港町	223-1071
税理士法人南部合同事務所	稲毛区小仲台	256-8831
税理士法人M I G O 猪原事務所	中央区松波	306-8767
トーク税理士法人 中央支店	中央区新宿	245-6860



第30回 全国青年の集い「北海道大会」に参加して

青年部会 軽部 直人 (株)ニュー千葉

平成28年9月8日(木)～9日(金)、北海道旭川市にて第30回法人会全国青年の集い「北海道大会」が開催され青年部会の16名が参加しました。本大会のスローガンは「BeAmbitious! DoAction!」です。つまり「手を取り合ってこれからも共通の目標である租税教育活動に取り組んで行こう」という開催趣旨のもと、全国から約2,600名の青年部会員が集結しました。初日は全国各地から選抜された11単位会の租税教育活動プログラムのプレゼンテーションが行われました。2日目の部会長サミットでは「税の使い道」「新しい租税教育」について円卓会議形式で活発な意見が交わされ、今後の活動に役立つ情報も得ることができました。

記念講演は、"レジェンド"ことスキージャンプの葛西紀明選手が登壇されるという事もあって、会場は大変賑わっておりました。講演は"夢は、努力でかなえる"というテーマで、成功や達成の裏にある挫折や苦悩、不安、それらを如何に克服してきたか"伝説"を交えながらユーモアのある口調で語りとても感銘を受けた講演会でした。

今回の様な有意義なお話や諸先輩方からの薫陶を受けながら、素晴らしい経験をさせて頂きましたことに感謝申し上げます。



後列 右端が著者

女性部会メンバーが献血を呼びかけ



平成28年10月2日(日)、イオンモール幕張新都心グランドモール(千葉市美浜区)の一角に日赤千葉県赤十字血液センターの献血会場が開設されました。久々の好天

に恵まれ、多くの家族連れや買い物客でにぎわうなか、女性部会のメンバーが献血を呼びかけるプラカードを掲げて、"一人でも多く"との思いで協力を呼びかけました。



(写真はハロウィンキャンペーンの献血啓発イベント中の千葉県学生献血推進協議会メンバーと)

会員(読者)自由コラム欄

『グッドマナー イズ グッドビジネス』

新年おめでとうございます。

暮から新年にかけて、通常より人に会う機会が増える時季である。ビジネスは人と人との繋がりで成り立っており、思想信条、性別年齢等、あらゆる違いを越えて目指す共通の目的は互いの利益である。新しく人と知り合うことは仕事を続ける上で大きなプラス、沢山の出会いの中にはビジネスに有効に活かせるものも含まれる。問題はチャンスのつかみ方であり、どの様な印象を与えられるかである。まず第一印象は数秒で決まると云われ、目の輝きや姿勢が最も端的に表れる(姿勢の理想は仏像の光背であり、後から発する光によって、一言も発しなくとも人に影響を及ぼす)。次の第二印象はマナーであり、思いやりのある態度、品性である。常にグッドマナーで人に接することが出来る者は、有能で信頼できる人物であり、結局利益に繋がりビジネスの目的に合致する。良きビジネスマナーを語ることは"成功"を語ることである。

小松美智子 (株)エム・アイ・エス・インターナショナル)



第2回 税に関する絵はがきコンクール

小学5・6年生の児童のみなさんに"税金が毎日の生活の中でどのように役立っているか" 理解と関心を深めて頂くことを目的に女性部会主管で「第2回税に関する絵はがきコンクール」を実施し、夏休み期間中に描いた830作品の応募を頂きました。2回にわたる審査会での厳正な審査の結果、千葉東税務署長賞、千葉東法人会長賞、同女性部会長賞、千葉県法人会連合会女性部会連絡協議会長賞の各賞及び金賞・銀賞・銅賞を選定しました。これらの優秀作品はモノレール千葉駅ステーションギャラリー（11月7日～18日）と千葉市中央区のQiball〔きぼー〕（12月5日～9日）においてパネル展示で紹介されました。



審査風景



← 千葉東税務署長賞
千葉市立千城小学校6年 岡田 綾菜さん



↑ 千葉東法人会長賞
千葉市立新宿小学校5年 田中 亮輔さん



↑ 千葉東法人会女性部会長賞
千葉市立小倉小学校5年 布施 卓海さん



→ 千葉県法人会連合会女性部会連絡協議会長賞
千葉市立都立小学校6年 戸塚 隼人さん

海外視察研修に参加して



マカオタワーから遠望

広大な埋立地コタイ地区に巨大な施設・テーマパークが出現し、人々が押し寄せている様子は形容しがたいものがあり、観光とギャンブルで成り立つマカオの姿を目の当たりにしました。

一方、1997年にイギリスから返還された香港ですが、新たな高層ビル建設や地下鉄工事が至る所で行われ、片や近代的な都市開発が進む一角の青空市場では、肉や魚がその場で捌かれて売られていたり猥雑な女人街など、そのコントラストは当地ならではの光景でした。

今回の海外視察でも彼の地の空港に降り立ち、街を巡ってその空気を吸い、現地の風習や文化、人々と触れ合ったことは正しく「百聞は一見に如かず」の思いで大いに勉強になりました。

今回の研修に参加できたことに感謝しています。ご一緒させて頂いた皆様ありがとうございました。



右端が筆者

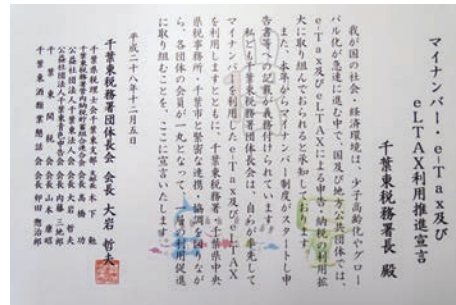
「マイナンバー・e-Tax及びeLTAX利用推進宣言式」開催

千葉東税務署団体長会（会長：大岩哲夫千葉東法人会会長）は12月5日（月）、千葉市中央区の官民複合施設「Qiball」（きぼーる）1Fアトリウムにおいて、「マイナンバー・e-Tax及びeLTAX利用推進宣言式」を行いました。式では大岩会長が各団体の会員が一丸となって一層の利用促進に取り組む旨の利用推進宣言を行い、千葉東税務署長、千葉県中央税務事務所長、千葉市税務部長のみなさんにそれぞれ宣言書をお渡ししました。宣言式の模様は当日地元千葉テレビのNEWSチバ930で紹介されました。



〔千葉東税務署団体長会構成団体〕

千葉県税理士会千葉東支部
千葉東税務署管内納税貯蓄組合連合会
公益社団法人千葉東法人会
公益社団法人千葉東青色申告会
千葉東間税会
千葉東酒類業懇話会



支部連合バス視察研修

支部連合バス視察研修が11月に各地で開催されました。

車中では税金クイズ、ビンゴゲーム等行い、各方面での視察、観光と有意義な一日を過ごしました。



第二支部連合 平成28年11月18日（金）高尾山



↑ 第四支部連合 平成28年11月15日（火）予科練記念館

第五支部連合 平成28年11月16日（水）井出醸造所 ➡



第一支部連合 平成28年11月8日（水）蔵の街美術館



第三支部連合 平成28年11月9日（水）スカイツリー



研修・説明会等のご案内（平成29年2月～5月）

	2月	3月	4月	5月	備 考
新設法人説明会	15日(水)	—	20日(木)	—	「会社の誕生と税金について」 13：30～16：00 千葉県経営者会館（2/15） 千葉東税務署 5階会議室（4/20）
決算法人説明会	—	23日(木)	6日(木)	10日(水)	「決算や申告にあたっての留意事項について」 13：30～16：00 千葉県経営者会館（3/23） 千葉東税務署 5階会議室（4月～5月）
税の無料相談日	3日(金) 10日(金) 17日(金) 24日(金)	3日(金) 10日(金) 17日(金) 24日(金)	7日(金) 14日(金) 21日(金) 28日(金)	12日(金) 19日(金) 26日(金)	10：00～16：00 千葉県経営者会館 相談室 あらゆる税の相談に応じております。

※会場等に変更になる場合がございます。

※各研修会に関する詳しい内容やお申込につきましては、事務局(241-4170)までお問い合わせください。



中小企業・個人事業主のみなさまへ

ちばぎんビジネスセンター

事業資金のお悩みに、スピーディかつ細やかにお応えいたします。

TEL: ☎ **0120-111-523**
FAX: **0120-555-236**

※「お借入ご相談シート」が、下記ホームページにございます。

9:00~17:00 月~金、
FAXは24時間受付

いますぐ
お電話か
FAXで!

お取引が
なくても
OK!

専任の
担当者が
承ります!



資金調達や法人向けの情報がたくさんあったホームページはこちら

ちばぎんビジネスセンター

検索

県内初!

平日24時間
利用可能!

法人向けインターネットバンキング

ちば興銀
コスモスWEB

ご利用のパソコンがATMに!ちば興銀があなたの業務をサポートします。

ちば興銀

検索



α BANK ビジネスローン

京葉銀行

私たちアルファバンクが、千葉県内で活躍されている
中小企業経営者のみなさまの資金ニーズに幅広くお応えいたします。

無担保 **最高** 1億円

α BANK ビジネスローンの主な特長

- 簡単なお申込み・スピード回答
- 無担保・第三者保証人不要
- 担保がある場合は金利優遇あり

くわしくは京葉銀行の窓口でお気軽にお問い合わせください。商品内容については、ホームページでもご案内しています。

京葉銀行

検索

個人
事業者
専用

千葉信用金庫

ビジネスローン
快速! 300

手続き簡単!

スピード回答

無担保最高300万円

事業者向けローン ご融資金額最高5,000万円

(そく・せん・りよく)

即・チ・カ スペシャル

●本商品については商品タイプ毎に、ご融資金額・ご融資利率・ご融資期間等が異なりますので、詳しくは当金庫の本支店にお問合せください。●審査結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。



千葉信用金庫

http://www.shinkin.co.jp/chibaskb/

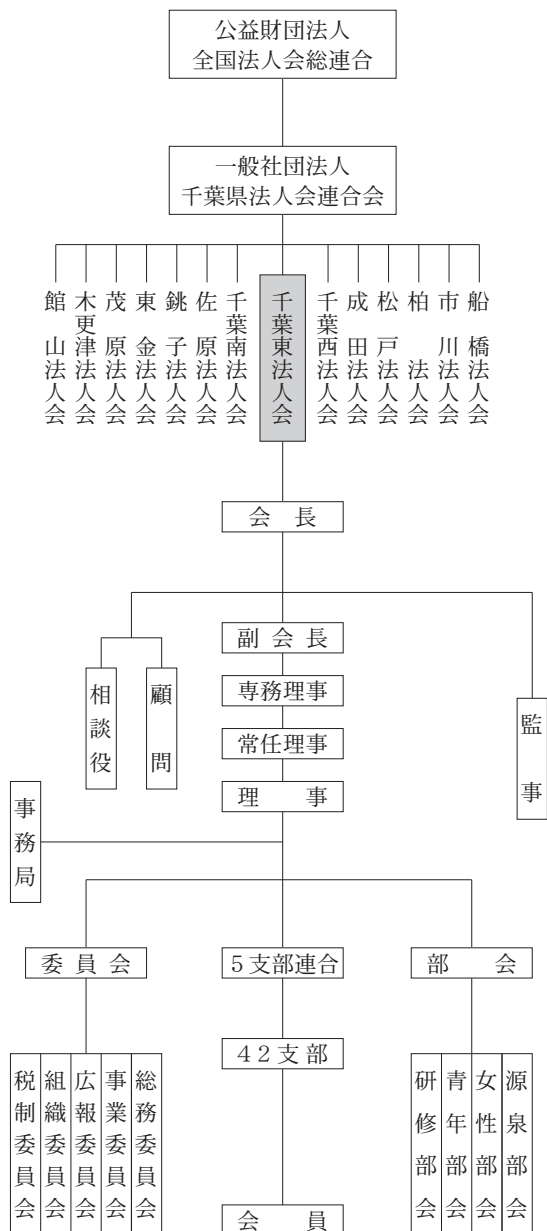
くわしくは当金庫の本支店にお気軽にお問い合わせください。

法人会の輪を広げよう!!

* 法人会は

よき経営者をめざすものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し
納税意識の向上と企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

* 組織図



表紙写真



もともと千葉市民会館付近にあった旧国鉄千葉駅が現在地に移転したのが、東京五輪開催前年の昭和38年4月。再び東京五輪・パラリンピックの開催を4年後に控えた昨年11月、千葉の玄関口である当駅が53年振りに大改装されました。これまでの東口改札が3階に移転し、西口改札と新たに整備された南口、千葉公園口が同一フロアでつながったほか、千葉都市モノレール千葉駅に連絡通路で直結しました。改札内には商業施設「ペリエ千葉エキナカ」もオープンしました。

● 編集後記 ●

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、九州熊本地震や次々と上陸した大型台風が甚大な被害をもたらすなど、日本列島が自然の脅威にさらされ、被災した方々を思うと辛く苦しい一年でした。

一方、4年に一度のオリンピック・パラリンピックイヤーだった昨年は、各競技で奮闘するアスリートのみさんから自然と勇気や元気をもらった年でもありました。毎晩テレビに釘付けで寝不足になりながら、一生懸命な姿に目頭を熱くして声援を送るというなんとも幸せな時間を過ごせたのは、私だけではなかったのではないのでしょうか。想像できないほどのプレッシャーや不安を抱えながら頑張った全選手に心からの拍手を送りたいと思います。

迎えた2017年がきっと良い年になりますように願います。

広報委員 君塚 満子 君塚鉄筋 株

公益社団法人 千葉東法人会 広報誌第96号
○発行所 公益社団法人 千葉東法人会
千葉市中央区千葉港4番3号
千葉県経営者会館3F
☎043-241-4170

(平成29年1月発行)

○発行人 大岩 哲夫
○編集集 広報委員会
○編集責任者 長谷部 光一
○印刷 刷 会員 株式会社さかき

総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…
その後悪化し、慢性腎不全となり、
永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動
不足などから、糖尿病を発症…
その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、
両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…
作業中にプレス機に挟まれ
両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…
交通事故で脊柱を損傷し
寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約54.9%

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約14.3%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



大同生命保険株式会社

千葉支社/千葉県千葉市中央区新宿2-5-3
TEL 043-247-8861



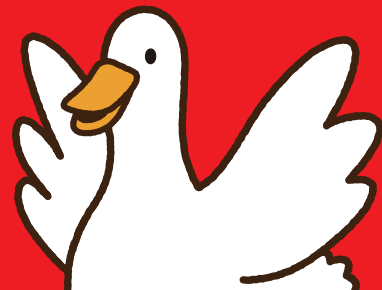
AIU損害保険株式会社

千葉支店/千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
(WBGマリブイースト20F) TEL 043-350-3170

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長

1

**病気・ケガで
働けない場合**を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長

2

入院中だけでなく
所定の**在宅療養**で
働けない場合も保障

特長

3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。

※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
**従業員の
福利厚生**

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。
●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

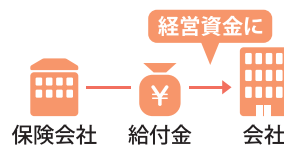
(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

<引受保険会社>

Aflac アフラック

千葉総合支社

〒260-0028 千葉市中央区新町1000番センシティビルディング11階

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 AF法推-2016-0043-1610042 7月29日